# 商標ブランド戦略の徹底的な実施による中国ブランド構築の 推進に関する工商総局の意見

工商標字〔2017〕81号

各省、自治区、直轄市、計画単列市、副省級市工商行政管理局、市場監督管理 部門、総局機関の各司局、直属機関へ

2009年に商標戦略を実施して以来、中国の商標をめぐる活動は顕著な成果を挙げ、商標戦略の段階的目標を達成した。現在、中国の経済は新常態(ニューノーマル)に入り、党中央、国務院はブランド活動を極めて重視し、「国家イノベーション駆動型発展戦略要綱」、「中国製造 2025」、「新情勢における知的財産強国の建設加速に関する国務院の若干の意見」、「国務院弁公庁のブランドの牽引機能の発揮による供給需要構造グレードアップの促進に関する意見」「財産権保護制度の改善と財産権の法による保護に関する中共中央・国務院の意見」等の文書において、ブランド構築についてさまざまな新たな重大施策を定めた。新情勢下における商標ブランド戦略の実施は、商標戦略の推進と発展のためであり、イノベーション駆動型発展戦略を徹底的に実施するための必然的な選択であり、「中国製造」から「中国創造」への転換、商標ブランド強国構築推進の切実な要求であり、需要供給構造のグレードアップを牽引する重要な取り組みである。商標ブランド戦略を徹底的に実施するため、以下の意見を提起する。

### 一. 全体的な考え方

商標ブランド戦略を徹底的に実施するにあたり、中国共産党第 18 回全国代表大会、第 18 期中央委員会第 3 回、第 4 回、第 5 回、第 6 回全体会議の趣旨を全面的に貫徹し、「五位一体」(経済建設、政治建設、文化建設、社会建設、エコ文明建設――訳注)の上位計画の統括的推進と「4 つの全面的」(小康社会の全面完成、改革の全面深化、全面的な法に基づく国家統治、全面的な厳しい党管理――訳注)の戦略計画を協調的に推進し、イノベーション、協調、グリーン、開放、共有の発展理念を貫き、政府、企業、市場の関係をさらに調整し、職能に立脚し、サービスを改善し、商事制度改革の推進を契機とし、商標登録

の利便化改革を突破口とし、商標ブランドの有効活用と法に基づく保護を重点 とし、中国ブランドの競争力向上を目標とし、商標ブランド戦略実施の活動理 念と取り組みを革新し、企業の自主性を重んじ、市場が主導し、政府が後押し し、産業が促進し、社会が参加する商標ブランド戦略実施活動の構図づくりに 力を入れ、中国製品から中国ブランドへの転換を後押しし、経済社会の持続的 な発展を促進する。

### 二. 商標登録管理体制改革の推進

- (一) 商標登録の利便化を持続的に推進する。中国企業の登録商標の平均保有量を段階的に高め、ブランド保護の法的基盤を突き固める。商標出願チャネルを持続的に開拓し、地方の商標受理窓口を増設し、商標のインターネット出願を全力で推進する。商標登録サービスの強化に努め、商標業務の受理における電子メール受送信を誘導、後押しし、電子登録証の使用を普及させ、市場主体による自社商標の登録、使用をより利便化する。商品とサービスの分類を速やかに研究、改訂し、登録可能な商品とサービスの項目を充実化、更新する。商標管理の電子化と登録商標データベースの末端の商標管理における活用を強化する。
- (二) 商標登録体制・メカニズムの構築を強化する。京外(北京以外――訳注) 商標審査協力センターのパイロット事業を推進し、パイロット事業の経験を速 やかに普及促進し、京外審査協力センターの分布を最適化する。「商標出願形式審査標準」と「商標審査及び審理標準」を改訂、公布し、商標の独任審査制を推進する。仮裁定と合議の段階における「双随機」(無作為な抽出検査、無作為な検査員派遣――訳注)、商標審議事件審査モデルの推進を模索する。
- (三)商標権確認手続を整備する。誠実信用を原則とし、権利確認のメカニズムを整備し、審査、異議申立、審議等の段階において馳名商標の保護を強化する。大規模な商標冒認出願事件を厳重且つ迅速に審理し、冒認出願行為を効果的に制止する。商標と商号、ドメインネーム等の権利衝突の解決メカニズムの整備を模索する。

#### 三、登録商標の行政保護の着実な強化

(四)登録商標専用権の保護の強化。 馳名商標、地理的表示、外国商標、老字号(老舗――訳注)の登録商標に重点を置き、商標をめぐる行政保護を強化する。 馳名商標制度の立法の趣旨に立脚し、馳名商標保護手段を十分に活用して

著名ブランドの合法的な権益に対する保護を強化し、企業が信義則と公平な競争を通じて規模を拡大するよう誘導する。インターネット上の商標権侵害・模倣による違法行為を厳格に取り締まり、オンライン・オフラインの一体化の監督管理を推進する。地方における商標の監督管理・法執行活動に対する指導と協調を強化し、商標行政法執行指導意見を制定、公布し、商標に関する行政法執行情報の共有プラットフォームの応用を後押しし、商標権侵害・模倣に関する典型的な判例を定期的に公布する。統一された市場監督管理の枠組みにおける知的財産権の総合管理・法執行を推進し、条件の整った地方によるパイロット事業の実施を支持する。

- (五)商標をめぐる監督管理の適正化を推進する。商標の信用をめぐる監督管理を強化し、商標権侵害・模倣、違法な商標代理行為により行政処罰を受けた経歴等の情報を全国企業信用情報公示システムに組み入れ、商標をめぐる信用失墜行為に対する共同の監督管理、懲戒体制を構築する。商標をめぐる「双随機、一公開」(無作為な抽出検査、無作為な検査員派遣、取締結果の迅速な公開一訳注)監督管理を実施し、総局の無作為な抽出事項リストをもとに、商標をめぐる違法行為に対する検査を強化する。抽出検査の結果を有効に利用し、リスク別の監督管理の実施を模索する。商標の監督管理方式を革新し、ビッグデータ、クラウドコンピューティング等の高度な情報化手段を十分に利用し、「インターネット+監督管理」モデルの実施を模索し、商標をめぐる違法行為に対する発見、収集、選別の能力を強化する。
- (六) 商標をめぐる法執行協力を強化する。工商及び市場監督管理部門内部の商標法執行、競争法執行、消費者権益保護、市場監督管理、企業登記登録、企業監督管理、広告監督管理等の各業務の協力を強化し、公安、税関、品質監督等の部門の法執行協力を強化し、商標をめぐる行政法執行と刑事司法の連携メカニズムの徹底を推進し、業界団体、電子商取引プラットフォーム、仲介組織との協力メカニズムを革新する。京津冀(北京・天津・河北)、長江デルタ、汎珠江デルタ、西部5省区市(四川、雲南、貴州、チベット、重慶)の権利侵害・模倣の取締をめぐる地域間協力を徹底的に後押しし、経験を蓄積し、全国に広める。部門間、地域間の商標をめぐる法執行情報の共有を促進し、合同会議、手がかり通報、証拠の移送、事件の調査協力等の制度を構築、整備する。

#### 四. ブランド育成サービス体系を全面的に構築

(七) 商標ブランドサービス業の発展を適正化する。商標ブランドサービス機構のサービス力強化を支持、奨励し、商標ブランドの設計、価値評価、登録代

理、法律サービス等においてブランドの育成を強く支援する。空間的分布を最適化し、商標ブランドサービス業の集積区を形成する。ブランド構築における商標代理機構の役割を十分に発揮し、サービス内容を拡張し、サービス能力を高める。商標代理機構信用ファイルを作成、整備し、勤務情報公開制度を整備し、信用の監督管理を強化する。商標ブランドサービス業の業界団体の役割を発揮し、産業の自主規制を強化し、サービス標準を制定し、信用重視を激励し、信用失墜を懲戒する業務メカニズムを構築、整備する。

- (八)類別に企業の商標ブランド戦略の実施を指導する。企業が自社の事業の特徴に適した商標ブランド戦略を制定することを支持、奨励する。企業商標ブランド活動ガイドラインを公布し、類別に企業の商標ブランド戦略の実施を指導し、商標ブランド管理体系を整備し、商標ブランドの主導的な役割を発揮し、技術革新能力、製品及びサービスの品質、マーケティング能力、企業文化等の全面的、協調的な発展を促進し、著名ブランドを育成し、著名な世界ブランド価値ランキングでの中国ブランドの順位、ランクイン数を高める。
- (九)企業の商標ブランドの資産運用能力を高める。融資チャネルを積極的に開拓し、地方の登録商標質権登記申請の受理所の建設を推進し、企業とりわけ中小企業が抱える融資の難題解決を支援する。企業が商標ブランドを資産として運用し、企業が合併・買収、株式移転、対外投資等の活動において、商標ブランド資産評価管理を強化するよう誘導する。商標権の付与・使用形式を革新する。3年連続で使用しない商標登録に対する抹消審査を強化し、登録商標の使用を促進する。商標取引の監督管理を強化し、取引ルールと監督管理制度の研究、設計を強化し、商標取引行為を着実に適正化し、冒認出願をし私利目的で譲渡する行為を防止する。
- (十) 商標ブランドの起業・イノベーション拠点の整備を実施する。商標受理窓口、登録商標質権登記申請の受理所等の公共サービス資源と地方発展の融合を統括的に推進し、商標ブランドの起業・イノベーション基地を建設し、拠点の波及的効果を発揮し、産業クラスター、地理的表示産業区、商標の集約型産業集積区、商標ブランドサービス業集積区のブランド育成を促進する。
- (十一) 商標ブランド価値評価体系の発展を適正化する。信用の保護を強化し、 商標権評価制度を整備し、商標権の活用と保護を促進する。中国商標ブランド 研究院等の研究機構が科学的な商標ブランド価値評価の体系と標準を構築する ことを支持し、商標ブランド価値評価活動を着実に実施し、「中国商標ブラン ド価値ランキング」と「中国商標ブランド発展報告」を公布する。

#### 五. 産業の地域ブランド構築の統括的な推進

- (十二)政府部門と産業の協力を強化する。商標ブランド政策と産業、科学技術、貿易政策等の結び付けを促進し、商標ブランド構築の各支援要素の協働的な発展を後押しする。産業、業界団体との協力を推進し、産業、業界の商標ブランドの発展計画の研究を実施し、業界発展の特徴を踏まえて業界の商標ブランド管理の精密化を誘導する。戦略的新興産業による商標ブランドの育成と保護の強化を誘導する。中華老字号の改革、イノベーション型発展を推進する。
- (十三)農業のブランド構築を推進する。品質、効率・収益の向上を主な方向性として貫き、ブランド経営による利益向上を目指す。農業従事者、農村経済組織、農業関連企業に対する商標法の宣伝を強化し、農産品商標及び地理的表示の登録、法に基づく適正な使用を誘導する。時機を見て、地理的表示資源調査活動を実施し、地理的表示を活用した的を射た貧困救済を実施する。「商標富民」(商標で農業従事者を裕福に――訳注)活動の経験を速やかに総括、普及させ、交流の場を構築し、農業商標ブランド構築の活動メカニズムの整備に努め、農業発展方式の転換の加速を後押しする。「会社+商標ブランド(地理的表示)+農家」による産業化経営モデルを全力で推進し、農業従事者の市場進出における組織化の度合いを高める。
- (十四)製造業のブランド構築レベルを高める。「中国製造 2025」の実施を徹底し、先進的な製造業を全力で発展させ、従来型産業を改造、強化し、生産型製造業からサービス型製造業へ転換するという要求に従い、自主ブランドの育成を強化する。団体商標、商標登録証明管理制度を整備し、産業クラスターブランドの登録と保護を推進する。産業クラスターブランドの管理措置を研究、制定し、鮮明な特色があり、競争力が強く、信用優れた産業クラスター地域ブランドを構築する。製造業の企業信用体系の構築を推進し、中国製造の信用データベースを構築する。
- (十五) サービス業のブランド育成を促進する。従来型サービス業を商標ブランドを軸としてその構造転換と高度化を全力で推進した上で、研究開発、設計、情報、物流、ビジネス、金融、コンベンション、広告等の現代サービス業に重点を置き、ブランド構築を強化し、生産に対するサービス支援能力を高める。ライフサービス業の発展を加速し、サービス業の高度化を後押しする。ビジネスモデルの革新と業態の革新を奨励し、新業態、新サービスに対する商標保護を速やかに提供する。

(十六) 地域商標ブランド育成制度を整備する。各地が地域産業の特色を踏まえて地域ブランド育成の強化すること地域商標ブランド発展計画の制定を奨励する。条件の整った地域が率先してブランド育成を進めることを支持し、商標ブランド構築をめぐる局(部)・省の戦略的協力を実施する。地方が科学的、効率的な商標ブランド活動評価体系を構築することを支持し、指導する。条件が整った地域によるブランド指導ステーション設立の後押しを加速する。ブランド拠点整備等の成功事例を普及させ、ブランド経済と産業の発展、地域の発展の高度な融合を促進し、地域経済の総合競争力の向上に努める。

## 六. ブランド育成の国際的可能性を大いに開拓

(十七)より公平で、合理的な商標分野の国際ルール体系の構築に参加する。 商標分野の国際ルールの制定に参加し、中国の商標分野の制度上の発言権と影響力を高める。多国間・二国間自由貿易区の商標分野のルール交渉に参加し、 中国ブランドの「海外進出」のためにより公平な国際経営環境を構築する。

(十八) 商標ブランドの対外協力メカニズムの整備を強化する。世界知的所有権機関との協力を強化し、「中国商標金賞」の評価・選出活動を実施する。主要国の商標主管部門との協力を推進し、商標五庁(TM5)中間会合に参加し、他国の商標当局との協力の範囲を拡大する。「一帯一路」(一帯=陸路:シルクロード経済帯、一路=海路:21世紀海上シルクロード――訳注)沿線国・地域の商標事件協力処理メカニズムの構築を模索し、中国企業の商標の合法的な権益を保護する。国内の業界協会、サービス機構と国外の関連組織との協力、交流を後押しし、中国企業による競争への参加を支援する。

### (十九)企業による商標ブランドを活用した国際競争への参加を支持する。

企業が「海外進出」戦略の実施において商標を先行させ、マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願等の手段を通じて、商標の海外展開計画を強化し、商標の海外展開のチャネルを開拓するよう誘導する。マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録件数を着実に高める。企業が自主商標ブランドの輸出向け製品を所有することを奨励し、商標ブランドを中心とする国際競争の新たな優位性の育成を加速する。条件の整った優位企業が著名なグローバルブランドを構築し、著名な海外ブランドを買収し、ハイエンドなグローバルバリューチェーンに参入するよう誘導、奨励する。

- (二十)企業による商標ブランドの国際的影響力の向上を支援する。自主商標ブランドの海外での宣伝に対する支持を強化する。企業が自主商標ブランドを所有し、中国国際商標ブランドウィークとその他の国際的な展示会、博覧会に参加し、商標ブランドの国際マーケティングチャネルを開拓することを奨励する。企業が「インターネット+ブランド」による新たなマーケティングモデルを開発し、越境電子商取引(EC)、外国貿易総合サービスプラットフォーム等の新興の業態を総合的に活用し、中国ブランドの国際的影響力を拡大することを支持する。
- (二十一)企業の海外における商標権保護への協調メカニズムを整備する。中国企業の海外における商標権保護情報収集プラットフォームの構築を模索する。海外における商標権保護への援助を強化し、多国間・二国間会合メカニズムを利用して適時訴求を提起し、企業の海外における商標登録と権利保護問題の解決を支援する。企業が海外における商標権侵害に対する警告・対応制度を構築し、海外におけるリスク防止能力を高めるよう指導する。仲介機構の海外における商標権保護向けの法的サービスを強化する。

# 七. 組織的実施及び保障措置

- (二十二)組織的な指導を強化する。国家工商総局商標戦略実施指導グループを商標ブランド戦略実施指導グループに改名し、商標ブランド戦略実施の大局的な活動を統括、協調し、政策措置の実施を指導、督促、検査する。各地は、商標ブランド戦略実施を重視し、活動メカニズムを整備し、政策措置を具体化し、実情を踏まえて具体的な実施案と関連政策を研究、制定し、当地の党委員会、政府に指導を仰ぎ、報告及び関連部門との協調、協力を強化し、各措置の確実な実施を保証しなければならない。
- (二十三)宣伝、誘導を強化する。マスメディアによる宣伝を徹底し、商標ブランド戦略実施活動の新たな進展、成果を速やかに宣伝、報道し、社会全体の商標ブランド意識を強化し、商標ブランド戦略を徹底的に実施するに向けて好ましい気風を醸成する。学術界、教育界が商標ブランドに関する優秀な研究成果と宣伝冊子を発行することを奨励、支持する。小中学校、大学校、各級行政学院、社会主義学院において商標ブランド意識、イノベーション意識を確立するための宣伝活動を実施する。中国商標ブランドオンライン博物館を開設する。
- (二十四) 理論研究を強化する。商標ブランド戦略専門家委員会を設立し、商標ブランド戦略の意思決定・諮問メカニズムを整備する。商標ブランド戦略実

施の需要をもとに、「商標法」等の法令の改正を適時後押しする。商標集約型 産業の追跡、研究、分析を実施する。中国商標ブランド研究院等の商標ブラン ドの理論研究の場の発展を後押しし、商標ブランドの経済成長への寄与率につ いての指標体系の構築を模索する。商標ブランド分野のシンクタンクの整備、 交流を支持する。

(二十五)人材育成を強化する。商標ブランド管理者、審査・審判官、第一線の法執行職員、商標代理人に対する研修を強化する。国及び各省の商標ブランド人材データベースと専門人材情報のオンラインプラットフォームの構築を加速する。高等教育機関の関連学部が商標ブランド課程を開設し、商標ブランドの育成、活用、管理等の専門人材を育成することを支持する。

(二十六)経費保障を強化する。商標ブランド戦略実施経費特別予算及び支払制度を構築する。商標戦略実施項目経費の立案、審議、申請、業績管理活動を強化し、戦略実施活動に関する経費を保障する。

工商総局

2017年5月17日

# 出所:

2017年5月22日付け中華人民共和国国家工商行政管理総局ウェブサイトを基にJETRO北京 事務所で日本語仮訳を作成

http://www.saic.gov.cn/zw/wjfb/zjwj/201705/t20170522\_265279.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。